

1 IT関係

- ア 情報通信ネットワークインフラの整備推進
- イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立
- ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備
- エ 社会・行政の情報化の推進
- オ IT化を担う人材育成の強化
- カ その他

(3) 個別事項

ア 情報通信ネットワークインフラの整備推進

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
線路敷設の円滑化 (総務省)	a 関係省庁が連携して、IT戦略会議・情報通信技術（IT）戦略本部で取りまとめられた「線路敷設の円滑化について」（平成12年11月6日）に明記された以下の措置を講ずる。 (a) 電柱・管路等の開放 ）第一種電気通信事業者が他の公益事業者の電柱・管路等を使用する際のガイドラインを策定する。	措置		
	(総務省) ）公益事業者の所有する電柱・管路等の使用に関し紛争が生じた場合の実効性のある法的担保措置を採るために必要な措置を整備する。	措置 (法律案成立後公布・施行)		
(国土交通省)	(b) 道路等の公的空間への敷設円滑化 ）道路、河川、港湾等の公的空間における光ファイバーの收容空間ネットワークの整備・開放を推進するとともに、收容空間に関する情報提供の充実を図る。	順次実施		
(国土交通省)	）橋梁の新設に合わせた線路敷設や将来の線路敷設に対応するため、モデル事業を選定し、光ファイバー敷設の在り方について検討する。	措置		
(国土交通省)	）冬期・年度末の路上工事抑制措置について、道路交通に及ぼす影響等も勘案しつつ、平成13年度から5年間は試行的に緩和を図るとともに、道路管理者等は当該措置の実施内容等をインターネット等により公開する。	措置 (試行)	措置 (試行)	措置 (試行)
(国土交通省)	）電線等を敷設するために下水道管きよを使用する際の標準的ルールについて周知を図る。	周知		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(国土交通省))直轄国道の道路占用許可申請手続の電子化について、平成13年度までに所要の措置を講ずるとともに、その他の国道及び都道府県道についても電子申請が可能となるよう地方公共団体に対して要請を行う。	措置		
(国土交通省))複数の道路管理者に係る道路占用許可申請手続のワンストップ化の推進を図る。	逐次実施		
(警察庁))道路使用許可の電子申請について、平成15年度までに可能となるよう各都道府県警察に対して電子申請システムの整備を要請する。	措置		
(国土交通省))河川占用許可の電子申請について、国土交通大臣管理区間においては平成15年度までに可能となるよう所要の措置を講ずるとともに、都道府県知事管理区間においては、電子申請が可能となるよう平成15年度までに電子申請の実施方策の提示等を行い地方公共団体に対し要請する。	検討	試行	措置
(国土交通省))河川占用許可申請に関し、光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等の周知を図る。	周知		
(国土交通省))道路や河川に線路敷設を行う際の手続に関する占用許可手続マニュアル(平成12年度作成)の周知を図る。	周知		
(国土交通省))道路における埋設物件情報を整備するため、道路台帳の整備を促進するとともに、道路台帳の電子化を推進する。	逐次実施		
(警察庁、総務省、国土交通省)	b ケーブルテレビ事業者について、電気通信事業者と同様、円滑な線路敷設が実現するよう関係省庁が連携し必要な措置を講ずる。	平成13年度以降、関係省庁との連携を確立した上で検討開始		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
卸電気通信役務制度の導入 (総務省)	サービスの安定的な供給及び公平な利用の確保に配慮しつつ、自治体、電力事業者、鉄道事業者等の保有する既存の光ファイバー等の有効活用を促進するとともに、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の向上を図るため、従来的一般利用者を対象とした電気通信役務と異なる専ら他の電気通信事業者を対象とした電気通信役務(卸電気通信役務)について、事業者間の個別契約に基づく柔軟な提供を可能とするための措置を講ずる。	措置 (法律成立後公布・施行)		
周波数割当ての見直し (総務省)	有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。	措置 (上期)	周波数割当計画を改正	
	a 高速無線インターネットアクセスに使用可能な周波数帯を拡張する。			
	b 第4世代移動通信システム等の周波数を確保するための周波数再配分を実施する。	調査研究		
周波数割当方法の検討 (総務省)	周波数の割当方法について、公正性、透明性を高め、電波の有効利用を一層促進する観点から、オークション制度に関する海外の最新動向を調査・フォローするとともに、オークション制度の導入の是非を含め検討を進める。	調査・検討		
周波数に関する情報提供 (総務省)	周波数の利用状況に関する公開可能な情報について、現在の提供方法に加えて、電波の利用者の利便の一層の向上に資するような情報提供方法について検討し、所要のシステム開発等、環境整備を行う。	提供方法の検討、システム開発	システム開発、提供開始	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 (総務省)	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。	調査・検討		
電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大 (総務省)	電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz～30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討する。	検討	検討 (結論)	
高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)	高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。	検討		

イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
非対称規制の導入 (総務省)	市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。	措置 (法律案成立後公布・施行)		
事業者規制緩和の徹底 (総務省)	一方、事業者に対する規制緩和を積極的に推進する観点から、以下の事項について、速やかに措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)		
	a 市場支配力を有さない事業者間の接続協定について認可制を一定の条件下で届出化			
	b 市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の契約約款について、認可制を一定の条件下で届出化	措置 (法律案成立後公布・施行)		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化	措置		
電気通信事業における事業区分の見直し (総務省)	電気通信事業における事業区分について、今後のネットワークの動向やネットワーク構築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合化の進展、諸外国におけるハード・ソフト分離規制の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する。	検討		
他事業者のネットワーク利用 (総務省)	電気通信事業者によるネットワーク構築における一層の柔軟性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。			
	a 第一種電気通信事業者が行う業務の委託に係る認可要件の緩和等について検討する。	検討 (結論)		
	b 指定電気通信設備を設置している東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「東・西NTT」という。)の地域通信網における事業者向け割引料金(キャリアズレート)制度の拡充について検討する。	検討 (結論)		
	c 光ファイバー設備のアンバンドル化については、端末系伝送路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を確保するための措置を講ずる。	措置		
ユニバーサルサービス (総務省)	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展の状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度を設ける。	措置 (法律案成立後公布)		
電気通信事業分野における紛争処理機能の強化 (総務省)	電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的	措置 (法律案成立後公布・施行)		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」（国家行政組織法第8条に基づく機関）を設置する。			
NTTの在り方 (総務省)	a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。	注視	注視	注視
	b NTTグループ企業間のファイアーウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアーウォールの遵守状況を速やかに点検する。	点検の実施		
	c また、東・西NTT間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアーウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置		
	d 東・西NTTの業務範囲規制については、IT革命推進のため、東・西NTTの業務範囲規制を本来業務の遂行及び公正競争条件に支障を与えないことを条件として緩和しうる措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)		
	e NTTグループの経営形態等については、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。	必要に応じ措置		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	f 以上のほか、日本電信電話株式会社法（NTT法）等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。			
	(a) 国の安全確保に係る措置については、) 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について速やかに検討に着手する。	検討 (結論)		
) 当面、NTT持株会社の外国人等の議決権割合に係る規制を3分の1未満まで緩和する等の措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)		
	(b) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、外資規制の在り方と一体で検討する。	検討 (結論)		
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。	検討		
	(d) NTT持株会社の新株発行の認可制については、国際的なM&A（企業合併・買収）等のグローバルな事業活動を迅速かつ弾力的に展開するための機動的な資金調達という観点等から、緩和措置を講ずる。	措置 (法律案成立後公布・施行)		
(e) NTTコミュニケーションズの経営の自主独立性の確保等を図る観点から、NTT持株会社がNTT法附則第6条の規定により取得したNTTコミュニケーションズの株式の処分に係る認可制度を廃止する。	措置 (法律案成立後公布・施行)			

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) < 3(4) の再掲>	電気通信事業分野における制度改革の進ちょく状況を踏まえつつ、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。	措置		

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
景品類に関する規制の見直し (公正取引委員会) < 3(4) の再掲>	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。	措置		
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) < 3(4) の再掲>	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について - 広告表示問題を中心に - 」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し		
商業帳簿等の電子化 (法務省) < 1(3)イ の再掲>	システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている	検討・結論(法案提出)		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 (次期通常国会に関係法案提出予定)			
株主総会の招集通知の電子化 (法務省) < 1(3)イ の再掲>	インターネットや電子メール経路による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経路での通知を認める。 (平成13年度中に国会に関係法案提出予定)	結論(法案提出)		
株主総会における議決権行使の電子化 (法務省) < 1(3)イ の再掲>	株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるとともに、議決権行使書面に押印する欄を設けなければならないとする参考書類規則第8条について、議決権行使書面の電子化に対応した整備を行う。 (平成13年度中に国会に関係法案提出予定)	結論(法案提出)		
電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省) < 1(3)イ の再掲>	企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ずる。 (次期通常国会に関係法案提出予定)	検討・結論(法案提出)		
インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し (金融庁) < 2(3)エ の再掲>	保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成13年中に見直す。	措置 (13年)		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化 (金融庁) < 2(3)エ の再掲>	平成13年中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。	措置 (13中)		
CPのペーパーレス化 (金融庁、法務省) < 2(3)ウ の再掲>	券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 (第151回国会に關係法案提出予定)	法律案成立後公布		
社債等登録制度 (金融庁、法務省) < 2(3)ウ の再掲>	社債等について、その決済の迅速化及び確実化を実現するため、振替制度を創設する。 (第151回国会に關係法案提出予定)	法律案成立後公布		
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省) < 8(3)イ の再掲>	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討		
不動産特定共同事業の事務要件 (国土交通省、金融庁) 10(3)ア の再掲	平成13年度中に、電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行う。また、平成14年度以降もどのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1項)、「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該当するのかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。	検討 (13年度以降)		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)	a インターネット等の情報通信の手段を用いる場合の隔地者間の契約の成立時期などについて、民法が定める民事ルールを見直し、電子商取引の円滑化を図るための法案として、電子取引に係る民法の特例等に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 (第151回国会に關係法案提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)		
	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子商取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。	法案提出		
インターネットサービスプロバイダー等の責任ルール (総務省)	インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害にプロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行う。	法案提出		
電子商取引の促進のための既存制度の見直し (関係府省)	対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。	逐次検討		
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) < 3(4) の再掲 >	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。	措置		
コンテンツ市場における競争政策の在り方の検討、コンテンツに関する標準契約書案の策定 (経済産業省)	コンテンツ取引やクリエイターに対する報酬等に関する現状と問題点を整理した上で、コンテンツ市場における競争政策の在り方を検討するとともに、コンテンツに関する標準契約書案の策定など製作・流通等に係るルールの確立のための方策を講ずる。	措置		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
特許法の見直し (経済産業省)	インターネット上で取引されるコンピュータソフトウェアの保護の明確化等インターネット上での知的財産保護についての検討を行い、特許法の見直しなど、所要の制度整備に取り組む。	措置		
著作権制度の充実 (文部科学省)	高速情報通信ネットワークの急速な普及に対応し、著作物等のインターネット上での適正かつ公正な利用を確保するため、著作権制度上の当面の課題について検討を行い、所要の制度整備を行うとともに、著作権教育・普及啓発の充実を図る。	検討	検討 (結論)	
A D Rの整備 (経済産業省及び関係府省)	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びA D R (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理) 機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したB toC (対消費者) 電子商取引のための新たなA D Rスキームの構築を行う。	措置		
(法務省及び関係府省) < 1(3)ア の再掲 >	b 司法制度改革審議会において平成13年7月までに取りまとめられる最終意見及びU N C I T R A L (United Nations Commission on International Trade Law: 国連国際商取引法委員会) において行われているA D R法制の見直し作業を踏まえ、仲裁や調停を含むA D Rの拡充・活性化のための基盤整備やA D Rと裁判手続との連携強化の方策等について検討する。	検討		
①個人情報の保護	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の保護を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用できる仕組みを整備するため、以下の措置を講ずる。			

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(内閣官房)	a 平成13年中に、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる原則を定めるとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が遵守すべき義務、政府が講ずべき措置等に関する基本事項を内容とする個人情報の保護に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 (第151回国会に關係法案提出)	法律案成立後13年中に公布		
(総務省及び関係府省)	b 個人情報の保護に関する法律の成立を受け、電気通信分野における個人情報保護に関する個別法案を平成14年度までに国会に提出するなど、個別分野における個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。	検討	検討 措置(電気通信分野)	
②②通信と放送の融合に対応した制度整備 (総務省)	通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。 a 通信衛星を利用した放送に必要な認定手続や、第一種電気通信事業者の通信回線を利用したケーブルテレビ事業に必要な許可手続の簡素化等、通信と放送の融合の進展に対応した制度整備を推進する。 (第151回国会に關係法案提出)	法律案成立後公布		
	b いわゆる「限定性を有する放送」について、今後、新たなサービスの出現に応じて、メディア特性に応じた規制の在り方を検討する。	逐次実施		
②③NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	検討開始		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
㊸放送のデジタル化の推進 (総務省)	地上放送については、早期にデジタル放送を開始できるよう、地上デジタル放送のマルチメディア集中排除を含めた環境整備を推進する。	逐次実施		
㊹CSデジタル放送の外資規制 (総務省)	電気通信役務を利用して行う放送の制度整備を行うことに伴い、これに該当するCSデジタル放送の外資規制を撤廃する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布		

エ 社会・行政の情報化の推進

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
E B Mの推進 (厚生労働省) < 4(3)イ の再掲>	医療の質の向上の観点から、医療機関における診療データの整備と併せて、個人情報の保護に注意を払いつつ、E B M (Evidence-based Medicine: 根拠に基づく医療) のための大規模な知見を集積したデータベースの整備を検討する。当該データベースの構築に当たっては、データの収集、蓄積、管理等の手続を明確にするとともに、患者個人のデータに関するプライバシーの保護を図った上で運用上の透明性の確保に努め、十分な科学的信頼性を確保することを検討する。	検討 (結論)		
医療分野における「IT革命」の推進 (厚生労働省) < 4(3)ア の再掲>	a 医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のIT化に関して戦略的なグランドデザインを描く。また、これを推進する支援・助成について、医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進する。	[前段] 検討・措置(13年度中期)		[後段] 検討(早期結論)

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b IT化のインフラとなる各種コード体系の標準化を推進する。各種コード体系の維持管理に関する手続とそれを担保する体制、さらに更新・改定時の新規コードの配布方法・手続等について整備する。	検討 (結論)	措置	
	c 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手続、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	検討・結論・推進	推進	推進
	d 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討する。	検討		
	e レセプトの電算化について、医療機関からの磁気媒体によるレセプト提出を普及・推進するため、その普及状況を見つつ、必要に応じて普及方策について検討する。	必要に応じて検討・実施		
	f 保険者におけるレセプトの保管について、電子媒体での保管を認める方向で検討する。	検討 (結論)		
	個人情報の保護とデータの科学的利活用の在り方 (厚生労働省) < 4(3)ア の再掲 >	a 医療分野における個人情報保護に関して、「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成12年10月11日情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定)の趣旨に沿って早急に検討する。	検討 (結論)	
b 電子カルテの普及促進と併せて、医療機関における診療情報の開示に耐えられる診療情報の適切な管理体制の整備を促進する方策について検討する。		検討	検討(早期結論)	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	c 他の医療機関あるいは医療機関外におけるデータの保管の在り方について、個人情報の保護に留意しつつ、医療法上の解釈を明確にする。	検討		
	d 疫学研究等について、医学全体の発展を通じた公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点から、個人情報の保護を図りながら、情報の適正な利活用を可能にする仕組みについて検討し、早急に整備する。	検討 (結論)		
薬歴管理の電子化 (厚生労働省) < 8(3)イ の再掲>	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。	検討		
介護保険給付業務 におけるIT化の 促進 (厚生労働省) < 5(3)ア の再掲>	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	逐次実施		
	b 介護サービスの利用者がWAM - NET (福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	逐次実施		
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。	検討	措置	
職業紹介手続における電子メールの利用 (厚生労働省) < 6(3)ア b の再掲>	職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子メールの利用を認める。	措置		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
インターネット職業紹介に係る事業所面積要件の撤廃 (厚生労働省) < 6(3)ア c の再掲>	専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る20㎡要件を廃止する。	措置		
雇用分野の情報化 (厚生労働省) < 6(3)ア d の再掲>	「官民連携した雇用情報システム(仮称)運営協議会」における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。	措置		
E T Cの推進 (国土交通省)	一般利用者に対するサービスを平成14年度中に全国の主要な料金所に拡大、おおむね5年後を目途に都市高速道路においてE T C(Electronic Toll Collection System: ノンストップ自動料金支払いシステム)に限定した利用を目指す。	逐次実施		
民生用D S R Cシステム導入に関する制約の緩和 (総務省)	端末機器と路側機との間で情報を双方向でやりとりするD S R C(Dedicated Short Range Communication 狭域通信)システムについて、平成12年10月のD S R Cシステムに関する電気通信技術審議会の答申に基づき、同システムがE T C以外の多様な用途に活用できるよう周波数割当て、技術基準等の整備を早急に行う。	措置		
道路交通情報提供に関する制約の緩和 (警察庁、国土交通省)	a 道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最小限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法を改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。 (第151回国会に係る法案提出)	法律案成立後公布	措置 (施行)	
	b 交通渋滞予測等の先進的な技術については、産官学の多面的な視点で可及的速やかに検証を行い、民間事業分野における実用化を推進する。	検討 (結論)	措置	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
I T S技術の国際標準化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)	I T S (Intelligent Transport Systems : 高度道路交通システム) 関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムや D S R C (狭域通信) システム等を I S O (国際標準化機構) 及び I T U (国際電気通信連合) に提案する等により各種 I T S 技術の国際標準化を目指す。 (平成17年度末までの間)	逐次実施		
I Tに係る刑事基本法制の整備 (法務省) < 1(3)ウ の再掲 >	I T 経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。 a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 (第151回国会に関係法案提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)		
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備		
暗号技術の標準化の推進 (総務省、経済産業省)	客観的にその安全性が評価され、実装性が優れた暗号技術を採用するため、I S O、I T U等における暗号技術の国際標準化の状況を踏まえ、専門家による検討会の開催等を通じて電子政府利用等に資する暗号技術の評価及び標準化を行う。	逐次実施		
情報セキュリティマネジメント規格の確立 (経済産業省)	情報セキュリティマネジメントに関する国際規格 (I S O / I E C 13335、I S O / I E C 17799) を J I S 等へ国内規格化するとともに、情報処理サービス業を対象とした事業所認証制度を創設することにより、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保する。	措置		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
行政の情報化 (各府省)	a 行政情報化の総合的・計画的推進 行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続そのもの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。	13年度以降逐次実施		
(各府省)	b 申請・届出等手続の電子化 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。	15年度までに実施		
(各府省)	(a) 各個別手続のオンライン化実施時期の前倒し、簡素化等手続そのもの抜本の見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のアクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを平成13年度早期に策定する。	実施		
(各府省)	(b) 申請・届出等手続の電子化にかかわる共通の基盤システム(府省認証システム、複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム)を平成14年度までに整備する。	14年度までに実施		
(各府省)	(c) 可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	14年度までに実施		
(総務省)	(d) ワンストップサービスの推進)各府省が提供する申請・届出等手続に関する案内情報や申請書の様式等をホームページに掲載したものを横断的に検索・入手できる総合窓口システムを平成13年度から運用開始する。 総合窓口システムにおいて、平成15年度までに、各府省の行政手続の申請・受付システムへのアクセスを可能とする。	運用	15年度までに実施	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	<p>) 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p> <p>さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。</p> <p>なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。</p>	検討・結論		
		措置	措置	15年度までに検討・結論
(国土交通省及び関係府省)	<p>) 自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p>			おおむね15年を目途に試験運用
(各府省)	<p>c 政府調達電子化</p> <p>(a) 非公共事業</p> <p>各府省がホームページで提供する調達情報を</p>	15年度までに実施		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(国土交通省及び関係府省)	<p>一括する政府調達情報の統合データベースの運用を平成13年度に開始するとともに、インターネット技術を活用した電子入札・開札の平成15年度までの導入に向けて取り組む。</p>			
	<p>(b) 公共事業 平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。</p>	13年度以降逐次実施 (16年度までに措置)		
(各府省)	<p>d 国庫金事務の電子化 国税、年金の徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。</p>	13年度以降逐次実施		
	<p>(a) 国税の申告等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とする。</p>			実施
	<p>(b) 歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込を可能とするためのシステム整備、運用を開始する。</p>	15年度までに実施		
(総務省)	<p>e 地方公共団体における行政情報化の推進 (a) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までに構築する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。</p>	都道府県、政令指定都市等との構築	市町村との構築	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県、政令指定都市等における構築	市町村における構築	
	(c) 地方公共団体による個人認証システムについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向けた検討を行う。	検討（15年度までに運用開始）		
	(d) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等手続のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。	逐次実施		
ICカードの普及（内閣官房及び関係府省）	国民等の利便性の向上、行政コストの削減を図るため、行政機関が発行するICカードに関して、運転免許証等国際的な検討の対象となっているものを除き、複数の情報を相乗りさせることについて検討する。このため、関係府省が連携して、制度面、技術面、コスト面、利便性や安全性等の面からその可能性を検討した上で、平成13年度のできる限り早い時期に基本的スペックを策定する。	できる限り早い時期に基本的スペック策定		
外為関係の諸報告（財務省） < 2(3)才 の再掲 >	外為関係の諸報告の電子媒体化について、検討の上、結論を得る。	検討・結論		
改正外為法関連報告書に関するOCR用紙による報告義務付けの廃止（財務省） < 2(3)才 の再掲 >	外国為替関連報告手続の電子化の検討の中で、「国別対外債権残高報告書」のOCR（Optional Character Reader：光学式文字読み取り）用紙による報告についても、廃止を含め検討を行い、結論を得る。	検討・結論		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
学術報告書の電子化 (関係府省)	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。	検討・逐次実施		
⑳工業所有権に関する手数料納付の電子化 (経済産業省)	工業所有権に関する手数料納付について、手数料の決済に関するリスク負担等を踏まえつつ、電子化に必要な措置について検討を進める。	検討		
㉑鉱業権設定出願の際の添付区域図の電子化 (経済産業省)	鉱業権設定出願の際の添付区域図について、パソコンで作成した図面による提出を認めることについて、技術的又は制度的な課題解決の進展状況を踏まえ検討する。	検討	検討 (結論)	
㉒電気用品の技術基準適合検査記録 (経済産業省)	電気用品安全法における検査記録について、電子媒体による保存を可能とする。	措置		
㉓情報システム開発・調達プロセスの改善 (経済産業省及び関係府省)	IT社会に対応した成熟度のあるシステム開発・調達を官民に広く普及するため、ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルを策定するとともに、競争の一層の促進を図る観点から、同モデルの活用などソフトウェアの特質を踏まえた調達の速やかな導入・普及に向けた検討を行う。	評価指標の検討・策定		
㉔工場立地法に基づく届出等の電子化 (経済産業省)	工場立地法に基づく届出等について、手続のオンライン化を検討する。	検討	措置	
㉕軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化 (総務省)	軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化について、国民負担を軽減する観点から、地方公共団体と電算システムの再構築、費用負担等について検討を行う。	検討		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
⑳自動車取得税の申告書の様式の統一化 (総務省)	自動車取得税の申告書について、自動車関係手続のワンストップサービスの実現を図るため、電子化以外の手法による短期的施策として、申告書の様式を統一化する。	周知	措置	
㉑無線局の免許申請等の手続のオンライン化 (総務省)	無線局の免許申請等手続について、オンラインによる手続を可能とするよう検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	検討	措置
㉒住民基本台帳ネットワークシステムの構築 (総務省)	住民基本台帳制度について、住民基本台帳ネットワークシステムの構築により、転入・転出手続の簡略化、市町村の区域を超えた広域的な住民票の写しの交付、効率的な行政機関への情報提供等を可能とするための所要の措置を講ずる。	基本的な部分は、住民基本台帳法の一部を改正する法律公布の日（11年8月18日）から3年以内に施行		
㉓法人地方税申告書・納付書の電子化 (総務省)	法人地方税申告書・納付書の電子化について、全国の市町村の税務電算システムの導入状況等を勘案しつつ、実現方策について検討を行う。	検討		
㉔地方公共団体における入札手続の電子化 (総務省)	地方公共団体が入札手続の電子化を国の実施スケジュールに合わせて円滑に推進できるよう、検討を進める。	検討		
32公共工事における各種書類の標準化とネットワークの活用 (国土交通省) 10(3)イ の再掲	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	検討	検討	措置

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
33建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省) 10(3)ウ の再掲	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行
34宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省) 10(3)ウ の再掲	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行
35登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省) < 1(3)イ の再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早める。	検討		

オ IT化を担う人材育成の強化

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
インターネット等を用いた学校情報の発信 (文部科学省) < 3(3)ア の再掲>	インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。	措置		
学校等における情報化の促進 (文部科学省)	コンピュータ等を活用した教科指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情	措置		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
< 3(3)ア の再掲>	報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教科指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。			
インターネット等を用いた高等学校教育の促進 (文部科学省) < 3(3)ア の再掲>	高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。	検討		
インターネット等を用いた高等教育の促進 (文部科学省) < 3(3)イ の再掲>	インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。	措置		
情報処理技術者試験制度の相互承認等 (経済産業省)	海外の専門的IT技術者の活用を促進するため、情報処理技術者試験制度の相互承認等の措置を早期に実施する。	逐次実施		
外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し (法務省) < 1(3)ウ の再掲>	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。	平成13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施		

カ その他

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
PHSのトランシーバーモードにおける通話時間制限(3分)の緩和 (総務省)	PHSのトランシーバーモードに課せられている通話時間制限(3分間)について、その緩和の可能性について検討を行い、平成13年度中に結論を得る。	検討 (結論)		
Xバンドの使用に関する規制緩和 (総務省)	人体検知センサーなどの電波センサーへのXバンド(10.525GHz帯)の周波数帯利用について、技術的条件に関する平成12年11月27日電気通信技術審議会答申を踏まえ、技術基準等の制度整備について検討を進め、平成13年度中に結論を得る。	検討 (結論)		